



税務調査についての

みんなの知恵と経験を出し合って、
正しく記帳し計算する
活動を強めましょう

10の心得



納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1

自主申告は
権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利
です

(国税通則法16条)

2

相手の
身分確認を



税務署員の身分証明書(写真付)・質問
検査章を出させて相手の身分を確認する
こと (国税通則法74条13)

3

不都合なら
断りを



事前通知を行うことが法定化されまし
た。調査の日時、調査の場所について都
合の悪いときは日を改めさせることが
できます。事前通知のない調査のときはそ
の理由を確認すること (国税通則法74条9。
憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

4

信頼できる
立会人を



納税者の権利を守るために、調査に
応じるときは信頼できる人の立ち会い
の上ですめること。「立ち会い理由
の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁
判決1993年2月23日に確定)

5

調査理由を
確かめよう



どんな理由で何の調査で来たのか
理由を確かめること。「調査理由を開
示すること」

(憲法13条・31条。第72回国会で請願採択・
1974年6月3日)

6

調査は
目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させる
こと。「資料の提供を求めたりする場合
においても、できるだけ納税者に迷惑を
かけないように注意する」

(憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

7

承諾なしの
侵入は違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入るこ
とは違法です。事務所、工場、店内、まし
て自宅で一人歩きなどさせないこと。「令
状なしで侵入、捜査および押収を受けるこ
とのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)

8

勝手な
取り調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係
書類などを調べることであり、承諾なしに勝
手に引き出しをあげたりする調査は違法。
(北村人權裁判・大阪高裁判決。1998年3月19日に
確定) また、帳簿や伝票類の勝手なコピーは
させないこと

9

承諾なしの
反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行な
どの調査は断ること。「反面調査は客
観的にみてやむを得ないと認められた
場合に限って行う」

(国税庁の税務運営方針)

10

印鑑は命



印鑑は命。税務署員に『押印』を求め
られた場合、修正申告書に限らずどんな
書類(聴取書など)でもその場ですぐ押
さず、よく考えてからにすること

(公務員の職権乱用罪・刑法193条)